

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
規約・規程 「全体版」 目次

番号	名称	最新改定日
規-1	支部規約	令和6年04月01日
規-2	委員会・常任幹事会設置規程	令和元年11月28日
規-3	業務部会会費規程	令和5年04月01日
規-4	事務局規程	平成30年6月21日
規-5	支給規程	平成30年6月21日
規-6	手数料規程	平成30年6月21日
規-7	コンプライアンス実施規程	令和元年11月28日
規-8	地区業務部会規程	令和元年5月30日廃止
規-9	役員・事務局職員報酬規程	令和元年5月30日
規-10	役員・事務局職員退職手当規程	令和元年5月30日
規-11	業務部会規程	令和3年2月25日
規-12	資格取得補助金規程	令和2年2月1日

厳守：規約・規程の改定を行った時は、必ず本書「全体版」を修正・差し替えし、本書のみを正として取り扱うこと。

R06/04/01 改：規-1	
R05/04/01 改：規-3	
R04/05/30 改：規-3	
R04/01/27 改：規-1	

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
支部規約

制定 平成3年6月3日

改定 令和6年4月1日

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「本会」という。）東京支部（以下「支部」という。）と称する。

2 支部に設置するすべての規約・規程等に前項の名称は適用する。

(地域)

第2条 支部の管轄地域は、東京都とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所は、東京都に置く。

(事業)

第4条 支部は、本会の定款3条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は支部が国等から委託を受けた事業
- (2) 東京労働局及び労働基準監督署等との連携協力する事業、並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調する事業
- (3) 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業
- (4) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の品位の保持、業務に必要な教育、指導及び研究の実施並びに講習会等の事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 支部の会員は、次の2種とし、他支部の会員を兼ねることはできない。

- (1) 正会員 本会の定款第5条第1号に規定する正会員であって、入会時に又は現に、事務所、勤務先又は住所が東京都内にある者
- (2) 準会員 本会の定款第5条第2号に規定する準会員であって、入会時に又は現に事務所、勤務先又は住所が東京都内にある者

2 正会員は支部の業務を委託される業務部会員と、それ以外の会員（以下「一般会員」という。）で構成される。

(会員資格の取得及び喪失)

第 6 条 本会の会員は、本会入会とともに第 5 条に基づいて支部会員となり、退会とともに支部会員の資格を失うものとする。

(懲戒)

第 7 条 支部会員の懲戒は、本会の定款、規程による。

(会員名簿)

第 8 条 支部には、支部会員名簿を備え、会員の氏名、会員番号、コンサルタント種別・登録番号、住所、電話番号、メールアドレス、事務所又は勤務先の名称及び所在地等必要な事項を記載するものとする。

(役員)

第 9 条 支部に、役員として適当人数の幹事及び 2 名の支部監事を置く。

2 幹事のうちから次の役職を選任する。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 4 名以内
- (3) 専務幹事 1 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 専門委員会委員長 5 名
- (6) 地区業務部会長 4 名

3 第 2 項の内 (2) から (6) は、兼務可能とする。

4 支部長、副支部長、専務幹事を三役と総称する。

5 役員構成図は別表 1 に示す。

(役員を選任)

第 10 条 幹事及び支部監事は、支部の業務部会員の中から、幹事会の推薦を経て支部総会において選出する。

2 支部長の任期満了に伴う次期支部長の選任は、次の各号による。

- (1) 次期支部長の選任を行う予定の支部総会直前の幹事会において、支部幹事の中から立候補を募り選挙にて出席幹事の過半数を得た者を、次期支部長候補として支部総会に推薦する。
- (2) 前号の選挙で当初過半数獲得者がいなかった場合、上位 2 名のうちから再選挙により過半数を得た者を、次期支部長候補として支部総会に推薦する。
- (3) (1)号の幹事会において、立候補者がいない場合、当該幹事会で立候補者を互選し、その候補者の中で選挙し、次期支部長候補を選出する。

3 本会の会長は、支部総会の推薦に基づき次期支部長を委嘱する。

4 支部長が職務の遂行に支障をきたした場合、予め支部長が決定した代行者が業務を遂行する。

5 副支部長、専務幹事は支部長が選任する。

6 事務局長については、事務局規程による。

- 7 専門委員会委員長については、委員会・常任幹事会設置規程による。
- 8 地区業務部会長については、業務部会規程による。
- 9 役員が次の各号に該当するときは、支部総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することが出来る。当該役員に対しては、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の不調のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
 - (3) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき

10 支部監事は、幹事を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 支部長は、支部を代表し、支部業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐する。
- 3 専務幹事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を分担執行する。
- 4 幹事は、支部業務を執行する。
- 5 支部監事は、次の職務を行う。
 - (1) 支部の事業報告及び収支決算について監査を行う。
 - (2) 支部総会及び幹事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- 6 事務局長については、事務局規程による。
- 7 専門委員会委員長については、委員会・常任幹事会設置規程による。
- 8 地区業務部会長については、業務部会規程による。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 支部長は、原則として労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントで、交替で務めるものとするが、会員から特に要請された場合はこの限りでない。任期は2期4年を超えてはならない。

(役員の仕事)

第13条 役員が任期途中で、自己都合(死亡を含む)又は第10条第9項による解任により、退任したときの後任の選任は次の各号による。ただし、後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- (1) 支部長については、第10条4項の代行者が後任となり、本会に「支部長変更願い」を提出して本会会長の委嘱を受ける。
- (2) 他の役員については、常任幹事会において、後任の要否を決め、必要とした場合は後任を選任し、幹事会の承認を得ることとする。

(役員の報酬)

第 14 条 役員の報酬については、役員・事務局職員報酬規程による。

(支部顧問等)

第 15 条 支部に在籍 10 年以上で、かつ、三役経験者であった者を支部総会の議を経て支部顧問とすることができる。

2 支部に在籍 10 年以上で、支部監事あるいは常設の専門委員会委員長を経験したものを幹事会の議を経て支部参与とすることができる。

(支部総会)

第 16 条 支部総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 90 日以内に開催しなければならない。

また必要に応じ幹事会の承認を経て臨時支部総会を開催することができる。

2 支部総会は、支部長が召集し、第 10 条 1 項 (役員の選任)、同 9 項 (役員の解任) の審議の他、支部の運営に関する重要な事項を審議し、第 20 条 (事業計画及び収支予算)、第 21 条 (事業報告及び収支決算)、第 26 条 (支部規約の改定) 等の報告を受ける。

3 支部総会は、委任状も含めて正会員の 3 分の 1 以上の出席で開催し、委任状を含めた出席者の過半数で議決することが出来る。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 支部総会出席者数が第 3 項の開催規定人数に達しない場合は、幹事会を開催し、支部総会に代える。

6 支部総会の議事録署名人は出席幹事の中から支部長が 2 名指名する。

7 支部長は、支部総会で議決した事項について、支部総会終了日の翌日から 30 日以内に本会会長に關係資料を添えて報告する。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は、隔月及び支部長が必要と認めた場合に開催し、支部総会の議決事項その他支部業務の執行を決議する。

2 幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。

3 幹事会は幹事をもって構成する。ただし幹事会の承認により書記及び議題決議に必要な情報を提供する議決権のないオブザーバーの出席を認める。

4 幹事会はその構成員の過半数が出席して会議を開催し、出席者の過半数をもって決議することができる。

(委員会・常任幹事会・業務部会)

第 18 条 支部には、支部総会の議を経て委員会、常任幹事会及び業務部会を置く。これらの運用は、それぞれ委員会・常任幹事会設置規程及び業務部会規程による。支部体制を別図 1 に示す。

(収益及び費用)

第 19 条 支部の収益は、次の各号に掲げるものをもって構成し、支部長がこれを管理する。

- (1) 本会からの交付金等
- (2) 本会からの助成金
- (3) 第4条の事業に伴う収入
- (4) 業務部会の部会費収入
- (5) 寄付金
- (6) その他

- 2 支部の費用は、前項の収益をもって支弁する。
- 3 支部の費用には業務部会の費用を含める。
- 4 支部の会計は本会会計の一部として決算される。
- 5 支部の資産は本会にて管理される。

(事業計画及び収支予算)

第20条 支部長は、事業計画案及び収支予算案を作成し、毎事業年度当初に、幹事会の承認を受け、その後、支部総会において報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第21条 支部長は、毎事業年度終了後に、事業報告及び収支決算について、支部監事の監査を受けた後、幹事会の承認を受け、その後、支部総会において報告しなければならない。

- 2 支部長は、毎事業年度終了後、速やかに前年度の収益及び費用を本会に報告する。

(事業年度)

第22条 支部の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 支部に、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局長及び事務局職員の任免、職務及び給与等は、別途事務局規程による。

(諸規程の制定)

第24条 その他この支部規約の施行について必要事項は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

- 2 この支部規約のほか、支部の設置運営については、本会の支部設置規程によるものとする。

(本会諸規程の準用)

第25条 支部の運営に当たって定めなき事項については、本会の定款及び諸規程を準用する。

(支部規約の改定)

第26条 この支部規約は、幹事会において出席幹事数の3分の2以上の同意を得て改定することができる。改定議決後、速やかに本会会長の承認を得るものとする。

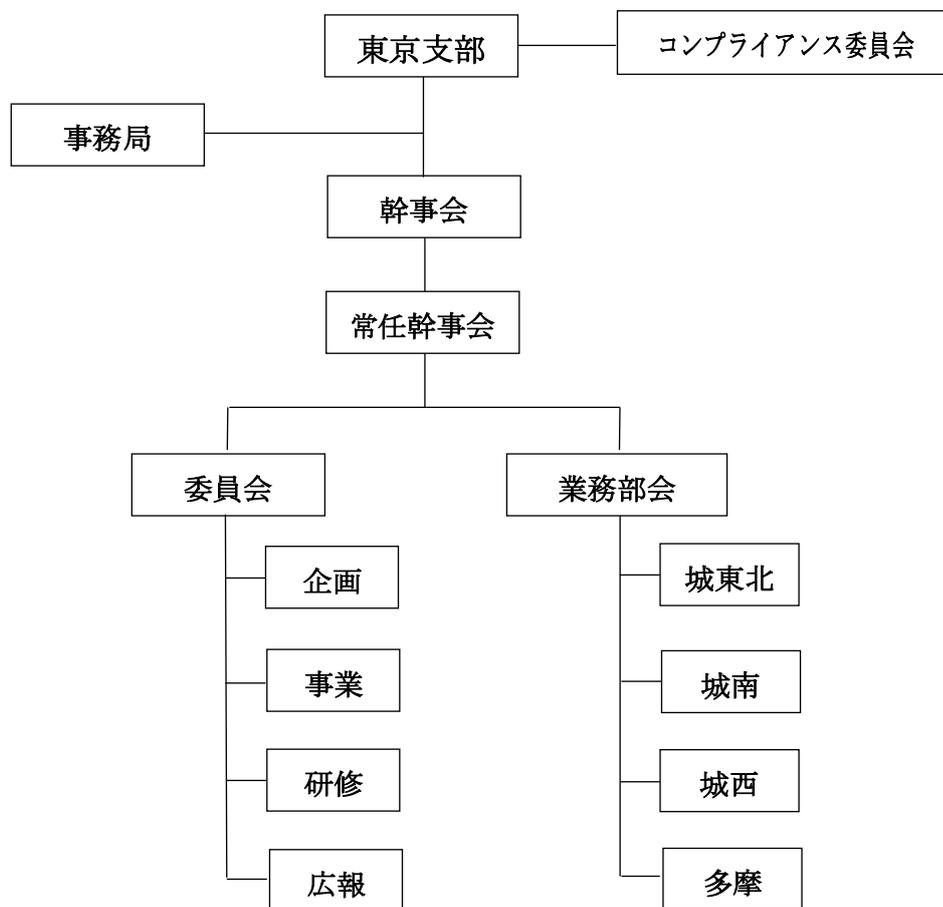
- 2 支部規約の改定をした場合は、直近の支部総会に報告するものとする。

別表 1 東京支部役員構成

役員構成 (カッコ内は人数)			幹事会構成 (○印) (本規約第 9 条、17 条)	常任幹事会構成 (○印) (規程*第 5 条)	
役 員	幹 事	支部長 (1)	三 役	○ (議長)	○
		副支部長 (4 名以内)		○	○
		専務幹事 (1)		○	○
		事務局長 (1)	○	○	
		専門委員会委員長 (5)	○	○	
		地区業務部会長 (4)	○	○	
		一般幹事 (相当数)	○		
	支部監事 (2)		出席		

注*) 規程とは、「委員会・常任幹事会設置規程」をいう。

別図1 東京支部体制



附則

- 平成 9年 6月 19日改定
- 平成 11年 6月 24日改定
- 平成 15年 2月 27日改定
- 平成 17年 6月 10日改定
- 平成 22年 6月 18日改定
- 平成 24年 6月 21日改定
- 平成 25年 6月 20日改定
- 平成 28年 6月 23日改定
- 平成 30年 6月 21日改定
- 平成 30年 11月 29日改定
- 令和 元年 5月 30日改定
- 令和 元年 11月 28日改定
- 令和 4年 1月 27日改定
- 令和 6年 4月 1日改定

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
委員会・常任幹事会設置規程

一部改正 平成 22 年 6 月 18 日
一部改正 平成 25 年 5 月 29 日
一部改正 平成 26 年 1 月 31 日
一部改正 平成 28 年 6 月 23 日
一部改正 平成 28 年 11 月 30 日
一部改正 平成 30 年 6 月 21 日
一部改正 令和元年 5 月 30 日
一部改正 令和元年 11 月 28 日

第 1 条 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 18 条の規程に基づき、この支部（以下「支部」という）に委員会、常任幹事会を置く。

（委員会）

第 2 条 支部には、支部運営を円滑に実施するため、企画委員会、事業委員会、研修委員会、広報委員会、コンプライアンス委員会を置く。これらを専門委員会と称する。

- (1) 委員会の委員は、各地区業務部会長が幹事会に推薦し、幹事会の承認を得る。ただし、コンプライアンス委員会の委員は、常任幹事会の構成員とする。
- (2) 各委員会には、委員長を置く。委員長は支部長が委嘱する。
- (3) 企画委員長は、支部の事業計画及び規約・規程の改廃に関する事項等を行う。
- (4) 事業委員長は、情報の収集・調査研究・事業の開発及び推進に関する事項等を行う。
- (5) 研修委員長は、支部会員の資質の向上・研修又は講習に関する事項等を行う。
- (6) 広報委員長は、支部広報の刊行及びホームページの管理に関する事項等を行う。
- (7) コンプライアンス委員長は、支部のコンプライアンス実施規程により、コンプライアンスに関する事項等を行う。
- (8) 各委員会の費用は、支部の収益をもって支弁する。

第 3 条 削除

第 4 条 削除

（常任幹事会）

第 5 条 支部には、支部長の権限に属する業務執行の能率的運営を図るため、常任幹事会を置く。

- (1) 常任幹事会は、支部長、副支部長、専務幹事、事務局長、専門委員会委員長、地区業務部会長をもって構成する。
- (2) 毎月 1 回開催する。
- (3) 常任幹事会は、その構成員の他に、支部長の要請を受けた支部監事、その他関係者

が出席できる。

(4) 常任幹事会は、具体的業務の執行を決議し、事前又は事後の幹事会承認を得る。

(5) 常任幹事会は、幹事会で報告すべき事項及び審議すべき事項を決め、幹事会議案を決める。

(6) 支部会員は提案事項を書面で地区業務部会長を経由して支部長に提出し、幹事会議案とすることを提案できる。この提案があったときは、常任幹事会は、この提案事項を幹事会議案にするか審議し、幹事会議案としない場合は、その旨を幹事会で報告する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

第7条 必要に応じて、特別委員会、プロジェクトチームを設置することができる。

付則 この規程は、平成25年5月29日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成26年1月31日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成28年6月23日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成28年11月30日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成30年6月21日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、令和元年5月30日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、令和元年11月28日から一部を改正して施行する。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
業務部会会費規程

制定 平成 年 月 日

改定 令和 5年 4月 1日

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部業務部会規程第 2 条第 2 項に基づき東京支部業務部会の入会金、会費及び事務取扱手数料について定める。

第 2 条 業務部会に入会を承認された者は、14 日以内に入会金として 30,000 円を納入するものとする。

第 3 条 業務部会の会費は、年会費 10,000 円とし、支部からの請求により納入するものとする。

2 年会費は年度の 2 分の 1 が経過するまでに納入する。年度途中で業務部会員の資格を失っても納入した会費は返還されない。前項の規程にかかわらず、年度の 2 分の 1 が経過した後、入会した業務部会員の会費は 5,000 円とする。

3 業務部会員は、「満 80 歳の年齢に達し、かつ業務部会の在籍年数が 10 年以上に達した者」、又は「満 80 歳以上で、かつ業務部会の在籍年数が 10 年未満であっても、特に功労があったと支部長が認めた者」は、会費免除申請書を支部長に提出し、幹事会の承認を得て、次年度より第 1 項に定める会費の納入の免除を受けることができる。

(事務取扱手数料)

第 4 条 支部を通じて東京支部契約の業務および密接な関連業務(本会又は他の支部から受託した業務)を実施した会員に対しては、顧客より支部に契約金額が振り込まれ、支部は、その中の報酬分等から事務取扱手数料(報酬の 20%)を差し引いて支払う。又、支部の幹旋による個人契約のコンサルタント業務を行った会員は、支部に事務取扱手数料(交通費等の実費を除いた契約金額の 10%)を納める。

2 個人契約のコンサルタント業務における事務取扱手数料は、次号の各号による。

(1) 東京支部より紹介された業務が個人契約業務となった場合、または東京支部契約から個人契約に切り替わり個人契約業務として継続する場合の事務取扱手数料は、個人契約期間の 3 年目終了までは 10%とし、それ以後の事務取扱手数料は不要とする。ただし、個人契約業務となる際に東京支部と合意された条件等が付された場合は、その内容に従う。

(2) 当該業務の担当者が、交替する場合であっても、同様に前各項を適用する。

(3) 個人契約業務の場合の事務取扱手数料の納入は、各人への入金後 1 ヶ月以内とする。

3 幹旋された契約業務遂行中に、契約業務とは別に、個人が新たに業務を受注した場合は、

その業務は、個人の営業努力による受注と見なし、事務取扱手数料の対象にはならない。

第5条 業務部会に納入した入会金、会費等は、理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

第6条 この規程の改定は、幹事会の議を経て、支部長が行う。

制 定	平成	年	月	日
一部改定	平成	22年	5月	28日
一部改定	平成	25年	5月	29日
一部改定	平成	26年	11月	19日
一部改定	平成	30年	6月	21日
一部改定	令和	元年	5月	30日
一部改定	令和	4年	5月	30日
一部改定	令和	5年	4月	1日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
事務局規程

制定 平成 22 年 5 月 28 日

一部改正 平成 28 年 11 月 30 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 10 条第 6 項、第 14 条、及び第 23 条第 2 項について、定めるものである。

(任免)

第 2 条 事務局長は、幹事のうちから支部長が選任する。事務局職員は、支部長が幹事会の承認を得て選任する。いずれも任免は書面をもって行う。

(事務局長・事務局職員の職務)

第 3 条 事務局長は、支部長の了解を得て、次の職務を主として行う。

- (1) 幹事会開催準備及び司会進行
- (2) 支部総会開催準備等
- (3) 支部長及び副支部長への提案事項及び協議
- (4) 外部機関・顧客、会員との窓口業務調整等

2 事務局職員は、次の職務を行う。

- (1) 事務局長の職務運営に、関する補助
- (2) 文書の整理、保管に関すること
- (3) 近隣自治会等との連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項等

(役員・事務局職員の服務及び給与等)

第 4 条 報酬を支給される役員及び事務局職員の報酬は、役員・事務局職員報酬規程によるものとする。

第 5 条 この規程の改正は、幹事会の議決を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

付則 この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
支給規程

制定 平成 22 年 5 月 28 日

一部改正 平成 25 年 3 月 28 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部規約第 24 条に基づき定めるものである。

(交通費)

第 2 条 支部は、常任幹事会、幹事会、委員会等（企画・事業・研修・広報等）に出席したものに、距離の遠近にかかわらず旅費・交通費の実費を支給する。

(弔慰金等)

第 3 条 業務部会員の弔慰金等について、次の通り定める。

- (1) 弔慰金は、1 万円とする。
- (2) 葬礼には、遺族の遺志も考慮して、支部長また代理人が出席できる。
- (3) 弔電は、各地区業務部会長発信とし、過去の地区業務部会活動などを考慮して、決めることができる。

(暫定措置)

第 4 条 この規程に、定めのない事項または補完する事項については、別に定めるまで支部長が定める。

付則 この規程は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
手数料規程

制定 平成 17 年 5 月 27 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

第 1 条 この規程は、東京支部(以下「支部」という)が発行する証明書等の手数料について規定する。

第 2 条 支部が発行する証明書等の手数料の額は、1 件につき 2,000 円とする。

第 3 条 証明書等の発行を受けようとする者は、予め、書面にて支部長宛に申請するとともに支部に手数料を納付するものとする。

第 4 条 一旦納付した手数料は原則として返納しない。

第 5 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 17 年 5 月 27 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から一部を改正して施行する。

付記

証明書等の例

生涯研修制度関係各種証明書(支部諸会議出席証明書等)

実務証明書

その他各種証明書

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
コンプライアンス実施規程

制定 令和元年 11 月 28 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部（以下、支部という）の会員及び事務局職員が、法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範、支部の規約・規程を順守しなければならないことに関して、これらの順守（以下、コンプライアンスという）を実施するための仕組みを整備することを目的とする。

(体制)

第 2 条 支部の「委員会・常任幹事会設置規程」により、コンプライアンス委員会を設ける。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスが確実に実行されるように、支部の業務を監視・点検し、適時、状況の報告と必要な措置を幹事会に提案する。常任幹事会は、幹事会での審議に基づき、必要な措置を講じる。

(違反への対応)

第 3 条 業務上知り得た顧客・団体の秘密情報（以下、秘密情報という）又は個人情報の漏えいを含むコンプライアンス違反の発生又は兆候が、支部又はその会員において把握された場合、コンプライアンス委員会は、必要に応じて、その業務を中断させる等、被害の拡大を防止するとともに、状況を調査し、調査結果及び再発防止対策を幹事会に報告する。懲戒に関する措置は、本会の定款及び賞罰規程によるとともに、支部の「業務部会規程」による。

2 幹事会は、コンプライアンス委員会からの報告を審議し、その結果に基づき、常任幹事会は、速やかに再発防止対策を講じる。

(情報の安全管理)

第 4 条 事務局長は、情報の安全管理のため、個人情報保護法等に従い、適切な措置を講じなければならない。会員及び事務局職員は、この措置に従わなければならない。

(点検)

第 5 条 コンプライアンス委員会は、支部におけるコンプライアンスの状況を、年 1 回以上定期的に点検し、コンプライアンス実施の仕組みの評価・見直し・改善に取り組みなければならない。

(教育・周知)

第 6 条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス関係の法令・規程類及び秘密情報・個人情報の適正な取扱い方法等について、支部会員・事務局職員に周知徹底するとともに、法令・規程類の変更時、その他必要と思われる時期にも、適切に教育・周知しなければならない。

(誓約)

第 7 条 支部会員及び事務局職員は、この規程に基づいてコンプライアンスを実行することを誓約する別紙 1 の書面に署名しなければならない。

2 前項の誓約書に署名のない支部会員は、業務部会の活動に参加することはできない。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、令和元年 5 月 30 日に廃止されたコンプライアンス規程に代わり、新たにコンプライアンス実施規程として令和元年 11 月 28 日から施行する。

別紙 1

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
コンプライアンス誓約書

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 支部長殿

私は、下記のとおり誓約します。

- 労働安全衛生法及び個人情報の保護に関する法律を含む法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範、支部の規約・規程を順守します。
- 支部のコンプライアンス実施規程に定められた情報の安全管理を順守します。
- 支部における業務上知り得た顧客・団体の秘密情報又は個人情報の漏洩・不正使用、その他のコンプライアンス違反の発生又は兆候を把握した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告します。

日付 年 月 日
資格 労働 コンサルタント

会員番号
氏名 印

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
地区業務部会規程

制定 平成 30 年 6 月 21 日

廃止 令和元年 5 月 30 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
役員・事務局職員報酬規程

制定 平成 30 年 6 月 21 日

一部改正 平成 30 年 9 月 27 日

一部改正 平成 30 年 11 月 29 日

一部改正 令和元年 5 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の支部規約第 14 条及び事務局規程第 4 条に基づき、役員及び事務局職員の報酬の決定方法を定めることを目的とする。

(報酬の意義)

第 2 条 この規程における役員・事務局職員の報酬とは、支部が役員・事務局職員に対し役員・事務局職員としての業務の対価として支払うものをいう。

(役員・事務局職員の報酬)

第 3 条 役員の報酬は、業務委託契約に定めるものとし、常任幹事会で決議し、幹事会に報告するものとする。

2 事務局員の報酬は、労働条件・経験・能力等を勘案し、常任幹事会で決議の上、支部長が決定し、労働条件通知書により本人に通知するものとする。

(役員・事務局職員の退職手当)

第 4 条 役員・事務局職員の退職手当は、役員・事務局職員退職手当規程による。

(通勤費、交通費)

第 5 条 第 3 条の役員及び事務局職員に対し、通勤費、交通費は、実態に応じ、本人の請求により、その実費を支払う。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、支部幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 9 月 27 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 11 月 29 日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、令和元年5月30日から一部を改正して施行する。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
役員・事務局職員退職手当規程

制定 平成 3 年 6 月 3 日

一部改正 平成 30 年 6 月 21 日

一部改正 平成 30 年 11 月 29 日

一部改正 令和元年 5 月 30 日

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の役員・事務局職員報酬規程の第 4 条により退職手当に関する事項について定める。

(支給の対象)

第 2 条 退職手当は、役員・事務局職員報酬規程による報酬を受けて、勤続期間が 2 期（4 年）を超える役員・事務局職員が退職（死亡を含む）した場合に、その者（役員・事務局職員が死亡した場合には、その遺族）に支給する。ただし、支部規約第 7 条の懲戒を受けた役員又は解任された事務局職員に対しては支給しない。

(計算方法)

第 3 条 退職手当は、退職金と功労金の合計額とする。

2 退職金の額は、役員・事務局職員が退職し又は死亡した日における給与月額に、第 5 条に定める支給割合、及び第 6 条に定める勤続月数を乗じて得た額とする。

3 功労金は、在職中に特に顕著な功労があった者に対して、常任幹事会で決議し、幹事会の承認を経て支給することができる。

(給与月額の計算)

第 4 条 給与月額の計算は、次号の各号による。

- (1) 月給にて支給する者 労働条件通知書にて定める「給与月額」
- (2) 時間給にて支給する者 労働条件通知書にて定める「①給与時間額」に「②1 日勤務時間数」、「③週間勤務日数」、「④月間勤務週数」を乗じた額
なお、④月間勤務週数は 52 週/12 月とする。

(支給割合)

第 5 条 支給割合は勤務係数及び勤続係数とし、各々次の各号による。

- (1) 勤務係数

① 事務局長、専務幹事については、1000分の40

② 事務局職員については、1000分の15

(2) 勤続係数

① 勤続10年までの間については、勤続期間1年につき100分の100

② 勤続10年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の105

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、役員・事務局職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、休職期間がある場合は、原則として勤続期間から除外する。

(退職手当の積立)

第7条 退職手当の資金確保のため、退職給付積立金として事業年度ごとに10万円を計上する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、支部幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、平成30年6月21日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、平成30年11月29日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、令和元年5月30日から一部を改正して施行する。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
業務部会規程

制定 令和元年5月30日

一部改正 令和元年11月28日

一部改正 令和3年2月25日

第1条 この規程は一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部規約第18条により置かれた業務部会の運営について定める。

(会員)

第2条 業務部会員は、東京支部会員とし、幹事会に業務履歴等の報告を行い、入会とする。

2 業務部会員は、別に定める東京支部業務部会会費規程に基づき、入会金及び年会費を納入する。但し本人から申し出て業務部会を退会した後に、再入会する場合は、入会金は免除する。

3 業務部会員が、東京支部圏外へ移動したときは、その者が希望する場合は、幹事会の承認を得て、引き続き業務部会員になることができる。業務部会員は、他の支部の会員を兼ねることは出来ない。

4 業務部会には、別表の地区毎に城東北地区業務部会、城南地区業務部会、城西地区業務部会、多摩地区業務部会を置く。

5 業務部会員の各地区への配属は、自宅・勤務地の所在地、各地区業務部会員数、本人希望等を勘案し、支部事務局で決定し、幹事会の承認を得る。

① 自宅が東京都内の場合

・原則として該当区市町村の地区業務部会とする。

地区業務部会	東京都内の該当区市町村
城東北	豊島区、板橋区、練馬区、北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区、葛飾区、江東区、江戸川区
城南	台東区、千代田区、港区、中央区、文京区、大田区、品川区、島嶼地区（伊豆諸島、小笠原諸島）
城西	渋谷区、世田谷区、新宿区、中野区、杉並区、目黒区
多摩	八王子市、日野市、稲城市、多摩市、立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩市、武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市、狛江市、清瀬市、東久留米市、町田市

② 自宅が東京都以外の場合

以下の所属区分を原則とする。

- (1) 自宅が埼玉県の場合
 - ・多摩地区業務部会または城東北地区業務部会とする。
- (2) 自宅が千葉県、茨城県の場合
 - ・城東北地区業務部会または城西地区業務部会とする。
- (3) 自宅が神奈川県の場合
 - ・多摩地区業務部会または城西地区業務部会とする。
- (4) 自宅が(1)から(3)のいずれでもない場合
 - ・本人希望または業務部会員数が特に少ない地区業務部会とする。

(役員)

第3条 支部長が業務部会を代表し、業務部会の運営を統括する。

- 2 各地区業務部会には地区業務部会で推薦され、かつ支部総会で幹事に選出された地区業務部会長を置く。
- 3 各地区業務部会には、地区業務部会長の他、地区業務部会での推薦を経て、会計1名、及び地区監事1名以上を置く。各地区業務部会では、同会での決議により、地区役員の種類、人数を増やすことができる。
- 4 地区業務部会役員は2年とし、再任されることができる。

(運営)

- 第4条 地区業務部会の業務運営については、支部長及び各地区業務部会長の了解を得て、事務局が、4地区業務部会を統括して、業務の受託・受注・斡旋等に関する事項を行う。
- 2 地区業務部会長は、原則として2か月に1回、地区業務部会の会員を召集して地区業務部会会議を開催し、支部幹事会の報告、関係情報の伝達、会員の意見交換・集約、研修等を実施する。
 - 3 地区業務部会会計は毎会計年度終了後に収支決算書を作成し、地区監事による監査を受け、地区業務部会で承認を得る。地区業務部会長は収支決算書及び監査報告書を支部長に遅滞なく提出する。
 - 4 地区業務部会の費用は、各地区業務部会の収益をもって支弁する。
 - 5 各地区業務部会の事務所は、地区業務部会長の事務所又は自宅に置く。

(懲戒)

- 第5条 業務部会員が、本会の定款、規程、倫理綱領、行動規範、及び支部の規約、規程等に照らして問題ある行動を行ったとき、また懲戒の事由のいずれかに該当する場合、その状況に応じて懲戒を行う。
- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告 非違行為の責任を始末書等により確認し将来を戒める。
 - (2) 業務部会員資格停止 一定期間又は無期限にわたり、支部内の各種委員会、会議への参加を含む活動を停止するなど業務部会員としての資格を停止する。
 - 3 懲戒の事由は次のとおりとし、次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、戒告また

は業務部会員資格停止とする。

- (1) 本会により懲戒を受けたとき。
- (2) 過失又は故意により本会、支部、顧客に損害を与えたとき。
- (3) 本会又は支部又はこれらの会員の名誉又は信用を傷つける行為をしたとき。
- (4) 私生活上の非違行為や支部に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、本会又は支部又はこれらの会員の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- (5) 正当な理由なく本会、支部、顧客の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本会、支部、顧客または関係先に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- (6) コンサルタント、顧客他関係者を欺くおそれのある行為をしたとき。
- (7) 社会人としての良識や礼節にそむく不適切な行為をしたとき。これには恐喝、暴力、セクハラ、パワハラなどが含まれる。
- (8) 重要な経歴を詐称して入会したとき。
- (9) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。
- (10) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがないとき。
- (11) 許可なく職務以外の目的で本会又は支部の施設、物品等を使用したとき。
- (12) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供給を受けたとき。
- (13) その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

- 4 第2項、第3項の懲戒処分に値する事案の発生又は兆候が支部又はその会員において把握された場合、コンプライアンス委員会は、必要に応じて、その業務を中断させる等、被害の拡大を防止するとともに、状況を調査し、調査結果、懲戒処分案、及び再発防止対策を幹事会に報告する。幹事会は、これを審議し、その結果に基づき、常任幹事会は、速やかに必要な措置を講じる。

(会員資格喪失)

第6条 次の場合は業務部会員の資格を失うものとする。

- (1) 本会の会員又は支部の会員でなくなったとき又は除名されたとき。
- (2) 前条により業務部会員資格停止にされたとき、その期間中。
- (3) 業務部会の年会費又は事務取扱手数料の納付期限を超えて、督促後1カ月を超えて未納が続くとき。
- (4) 本人から退会の申し出があったとき。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、支部幹事会の議を経て支部長が行う。

別表 地区別所轄労働基準監督署一覧

地区	所轄労働基準監督署
城東北	池袋労働基準監督署・王子労働基準監督署・足立労働基準監督署 向島労働基準監督署・亀戸労働基準監督署・江戸川労働基準監督署
城南	上野労働基準監督署・中央労働基準監督署・三田労働基準監督署・品川労働基準監督署・大田労働基準監督署
城西	渋谷労働基準監督署・新宿労働基準監督署
多摩	八王子労働基準監督署・立川労働基準監督署・青梅労働基準監督署 三鷹労働基準監督署・八王子労働基準監督署町田支署

付則 この規程は、令和元年5月30日から施行する。

従来の支部規約、委員会・業務部会・常任幹事会設置規程、地区業務部会規程、コンプライアンス規程を基に、業務部会について規程を新たに定めたもの。

付則 この規程は、令和元年11月28日から一部を改正して施行する。

付則 この規程は、令和3年2月25日から一部を改正して施行する。

**一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
資格取得補助金規程**

制定 令和 2 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部（以下「支部」という）の業務部会員への資格取得に関わる補助金の支給について定めるものである。

(補助金対象)

第 2 条 業務部会員が、支部の業務拡大につながる資格として支部が認定した資格を取得した場合、その申請により、資格取得に要した費用の一部が、支部から補助される。

2 前項の支部認定の資格名と補助金額は、次表に定める。

	資格名	補助金額
1	建築物石綿含有建材調査者	講習受講料の 2 分の 1 ただし、この資格取得のために石綿作業主任者技能講習を受けて修了した場合は、その受講料も上記に含める。

3 資格取得に至らなかった場合の費用は、補助の対象としない。

(補助金申請)

第 3 条 前条の資格を取得した業務部会員は、支部指定様式の補助金申請書に、講習修了証明書及び支払った受講料の領収書又は振込み証票の写しを添えて、支部事務局に提出して補助金を申請できる。

(補助金支払い通知)

第 4 条 支部事務局は、審査を経て承認後、支払通知書を発行し、補助金を会員に支払う。

(規程の改正)

第 5 条 この規程の改正は、幹事会の議を経て支部長が行う。

付則 この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。